

多文化共生（外国人住民の住民自治への参加）について

近江八幡市多文化共生推進指針（平成24年（2012年）3月）より抜粋

■多文化共生とは

- ・全ての住民が、国籍、宗教、言語等の違いによらず、対等な地域社会の構成員、すなわち住民として共にまちづくりに参画できること。
- ・国籍、宗教、言語等の違いにより差別や人権侵害を受けることなく、共に生きられること。

V-2-(1) 市政への参加

【現状と課題】

パブリックコメントをはじめ住民としての意見が市政に反映される仕組みづくりを進めているものの、外国人住民はその機会を知らないことなどから、参画が十分にできていない状況があります。地域における多文化共生の推進には、周知の徹底等、地域に住む外国人住民が積極的に市政参加できる機会を提供する必要があります。

V-2-(2) 自治会等への参加

【現状と課題】

外国人住民も自治会や地域の様々な団体の活動に参加することによって、外国人住民と日本人住民の交流は活性化するものと考えます。これらの活動を通じて、地域の構成員として協働のまちづくりに外国人住民が参画することは、多文化共生の推進にも効果的です。しかし、言葉の壁等により外国人住民の参加が少数に留まっているのが現状です。

V-2-(3) 地域防災への参加

【現状と課題】

外国人住民の防災に対する認識は文化や出身地域等によって異なります。災害時に備えて、外国人住民への言葉や文化に配慮した日頃からの適切な情報提供や防災意識を高めるための啓発が必要です。また、東日本大震災によって改めて、地域防災力の向上の重要性が再認識されていますが、外国人住民の多くが自治会に加入していないことや、地域社会とのつながりが少ないことから、災害時の安否確認や情報伝達の確保が困難な状況にあります。災害時に正しい情報を提供するための体制づくりや地域の自主防災組織の形成を促進することが重要です。また、地域の自主防災組織の他に、外国人住民による自主防災組織の形成を促進することも重要です。